（人事院規則二一―〇の一部改正）

第二十二条　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

第五条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員

（人事院規則二四―〇の一部改正）

第二十三条　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則九―一二一―二の一部改正）

2　人事院規則九―一二一―二（人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第九号」を「第十号」に改める。

（人事院規則一九―〇の一部改正）

3　人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

告　示

○文部科学省告示第七十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年五月十九日

文部科学大臣　松野　博一

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
冬	平成二十九年五月十九日	平成二十九年六月一日から同年十月十五日	株式会社ＮＨＫプロモーション 代表取締役社長　旭　充 東京都渋谷区神山町五―五　ＮＲビル	国立西洋美術館 東京都台東区上野公園七―七 平成二十九年六月二十日から同年九月二十四日まで
大地	同右	同右	独立行政法人国立美術館国立西洋美術館 館長　馬渕　明子 東京都台東区上野公園七―七	同右
山の形をした頭部（擬人化された風景）	同右	同右	日本放送協会事業センター 事業センター長　大美　慶昌 東京都渋谷区神南二―二―一	同右
擬人化された風景	同右	同右	株式会社朝日新聞社 企画事業本部文化事業部長　堀越　礼子 東京都中央区築地五―三―二	同右
男根の寄せ絵による頭部が描かれた皿	同右	同右	同右	同右
春と夏の寓意（ａ）	同右	同右	同右	同右
秋と冬の寓意（ａ）	同右	同右	同右	同右
春と夏の寓意（ｂ）	同右	同右	同右	同右
秋と冬の寓意（ｂ）	同右	同右	同右	同右